

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-26

〈論文〉防人部領使小考

星野, 五彦

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文學誌要

(巻 / Volume)

35

(開始ページ / Start Page)

45

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

1986-12-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00019472>

防人部領使小考

星野五彦

防人部領使とは、周知のように各国から徵集された防人を、出身

地から摂津まで引率して来た者の名であり、万葉集の巻二〇の項の防人歌にみえる。

各国の防人部領使が津にいた大伴家持に提出し、家持によって選択されたのが周知の防人歌というわけである。その部領使について以下にみたく思うのである。

考えて見るに、部領使を「ブリヨウシ」と訓まないで、何故に「コトリヅカイ」と訓むのか、またどのような立場の人がなつたのか、はたまた、部領使と家持の係りはどうのような性格のものであったのか、というように考えはじめる。この僅か三文字の「部領使」というものに、問題の山積していることに気がつく。

それらの内の、一、二について以下に取上げて見ることにする。

○

先ず初めに、出典にふれるのが順序であろう。

「部領使」という語は『万葉集』にみえるのが初見である。

万葉集では大きく二ヶ所にわかれてみえる。

その第一は、巻五の八六四番歌の題詞に見えるもので、

宜啓 伏奉四月六日賜書。（宜、啓す。伏して四月六日の賜書を

奉はる。）

ではじまる全一九八文字の題詞の後半に、

孟秋膚節、伏願万祐日新。今因相撲部領使、謹付片紙。宜謹啓、不次（孟秋節に膚る、伏して願はくは、万祐日に新たならむことを。今相撲の部領使に因せ、謹みて片紙を付く。宜、謹みて啓す。不次）（。点は筆者添付）

とみえる「相撲部領使」がそれである。

もう一つは、巻二〇の諸国の防人歌の後にみえるもので、例えば、

二月七日、駿河國防人部領使守從五位下布勢朝臣人主、実進九日、歌數廿首。但拙劣歌者不取載之。（二月七日、駿河國の防人部領使守從五位下布勢朝臣人主の實に進れるは九日、歌の數二十首。但し拙劣なる歌は取り載せず。）

という形式の中での「防人部領使」とある「部領使」がそれである。

これら二ヶ所（即ち、卷五と卷一〇）に見えるのが、万葉集でのすべてである。

これら二ヶ所にみえる「部領使」は、いずれも「コトリヅカイ」と訓まれているが、本文のどこをみても、そうよむべき根拠は見えない。割註、補註の形であれ、とにかく、そう訓むべき資料は集中にはない。

○

では、この「部領使」を「コトリヅカイ」と訓んだ初見はどこにあるのだろうか。管見に従えば、大江匡房（元永一一長久元・一〇四〇一一一）の著した『江家次第』（一〇九九年以降成立）の、
相撲召仰被仰前十余日 先二三月比、大将以下於陣座定相撲使事、関白大將、隨身陣官賭弓矢數者等為使遣諸国七道、召相撲人也、萬葉コトリヅカイト云也(1)

に見える「コトリヅカイ」がそれである。だが厳密にいうならば、コトリヅカイとはあっても、どこにも部領使の文字の見えないことである。然るに、コトリヅカイを部領使にあてるのは、先にみたよううに、万葉集の中で相撲に関したものは一ヶ所しか見えないことがある。従って、相撲の項にみえる部領使をコトリヅカイと訓んだということになる。

この初見のコトリヅカイを受けて、これが作品中にみえるのは、約二五〇年程後になつた二条良基（元応二嘉慶二・一三二〇一一三八八）の『年中行事歌合』（正平二一・一三六六）の第二〇番のところにみえる。

二十番

左 相撲七月廿八日

かた分てことりつかひのいそきしは今日のぬきての為と成けり

右勝 新年穀奉幣同廿九日

祈たてたのもしけなるはつ稻や神のめくみの秋をなすらん

左ことりづかひ珍敷聞え侍り。いかやうの事にか侍らん。いかさま歌姿たけたかく侍り。右たのもしげなるは、はるかにまさるべきよし一同に定申しき。

左相撲と申事は、諸国の供御の人をめし集て、七月にすまふの節会などいう事を行て、天子の御覽する也。始をばめしあはせと申。後にすぐりて又御覽するを、抜手と申也。ことりづかひと申事は、もし老のひが目にて侍るやらん。萬葉に相撲使と書て、ことり使とよむと承及侍る。是は諸国のですまひをめす使の事にこそ、左右近衛管領にて侍ば、方を分て國々へ使をくだし侍にやとぞ覚ゆる。右は廿一社に御幣を奉て、年穀の豊ならん事を祈申さるゝ也。其外殊なる事なし。(2)

である。

万葉集で相撲に関した使といえば、先の卷五のところ以外にはないが、ここで注目されるのは、「ことり使とよむ」と断定を下さずに、そのあとに「と承及侍る」と伝聞の形をあえてとつている点である。

思うに、おそらく「コトリヅカイ」の発音と「部領使」の文字とのなじみにくい点がそうさせたのであろう、と考えられる。
部領使をコトリヅカイと訓んだのは分るとしても、何故に部領使

をそう訓まなければならなかつたのか、「ブリヨウシ」でもよさそうなものではないか、という素朴な疑問の生ずることである。次にその点についてふれてみることにする。

○

部領使という漢字を、漢和辞典で一字一字つなぎ足しても「コトリツカイ」なる要素はどこにもない。

例えば、「部」は「ブ」か「ホ」であり、国訓として「ベ」がある位である。どこをさがしてもコトリツカイの「コト」をみることはできない。同様に「領」は「リョウ」または「レイ」であり、国訓として「エリ」「ウナジ」がみえる位で「リ」とよむことはできない。辛うじて「使」が訓で「ツカイ」とよむのがある位である。従つて、どこをどうみても「部領使」を「コトリツカイ」とよむには至らない。それをなぜ「コトリツカイ」とよむのか、といえば、結論を先にするならば、意訳を用いてのものであるうということである。

一体、諸書が部領使をどう扱つてゐるのかと思ひあたつてみると、こぞつて、「コトリツカイ」の「ト」の一つが脱落したとか、「ト」が縮まつたものとかにみていることである。即ち、コトリツカイがコトリツカイとなり、その意味するところは「事執り使」たる「事執使」というわけである。

こう見えてくると、それならばこの語「事執使」を用いたらよさそうなものではないか、という問題が次に生じてこよう。それも最もなことであるが、ここはおそらく次のような理由によつて「部領使」の文字を充てたのではないかと思うのである。それは

——部を領（受け取つて引卒しの意味あり）する使
ということである。

この——部に、相撲部や防人部などの言葉が入るわけである。このように見てくると、この部領使をコトリツカイと訓んだ大江匡房の見識が評価されることになる、といえよう。他方、奈良時代の漢字一語一語の意味を熟知していた吏員の「部領使」の用字も見逃すわけにもいかないことになる。この二つの面からこの文字とよみが採られたのではないかと思うのである。

○

次に「軍防令」を通して「部領使」を見てみることにする。軍防令を見るに、その第二〇条の項に、

久衛士向^レ京^レ。防人至^レ津^レ之間^レ。皆令^ニ國司^ヲ親^シ自^レ部領^ス。自^レ津^レ發^ス日[。]
專使部領付^ニ大宰府^ヲ。其往還^{スルキ^ヲ}路^ノ不^レ得^ス前後^ノ零疊^{スル}。使^{ハシ}犯^{ハシ}百
姓^ヲ及^{ハシ}損^{ハシ}害^{ハシ}田苗^ヲ。斫^{ハシ}伐^{ハシ}桑^ヲ染^{ハシ}之類^ヲ。若有^{ハシ}違^{ハシ}者[。]國郡錄^ヲ申^ス官^ヲ。
統領^{ハシ}之人^ヲ。依^{ハシ}法科^ヲ罪^{ハシ}。軍行^{ハシ}亦准^{ハシ}此[。]

とある。

これが軍防令にみえる唯一の部領使に関する記録である。

ここでは右に見たように、「部領使」とはなく、「専使部領」としてあることである。

いうまでもなく、この専使部領が万葉集卷二〇の各国防人歌の後にみえる部領使であることは、

常陸國部領防人使

武藏國部領防人使

あるいは、

下総國防人部領使

信濃國防人部領使

などによって自明のことである。

ところで面白いことは、軍防令の規範となつた唐の軍防令にはこの「部領使」という名がどこにも見えず、これが我国独自のものであるということである。

○

次に、この防人部領使には如何なる立場の人がなつたのであろうか、ということである。そのために巻二〇の諸国の部領使について一覧してみることにする。

遠江	防人部領使	史生坂本朝臣人上
相模	防人部領使	守従五位下藤原朝臣宿奈麻呂
駿河	防人部領使	守従五位下布勢朝臣人主
上総	防人部領使	少目從七位下茨田連沙弥麻呂
常陸	防人部領使	大目正七位上息長真人国島
下野	防人部領使	正六位上田口朝臣大戸
下総	防人部領使	少目從七位下縣犬養宿弥淨人
上野	防人部領使	大目正六位下上毛野君駿河
武藏	部領防人使	椽正六位上安曇宿祢三国 (なお、信濃國の防人部領使は病欠で不明である)

右がそれである。

これについて検討する前に、右の諸国の等級についてみておくことにする。

平安時代に編纂された『三代格式』に示されている、仁寿三(八

五三)年六月八日の官奏に依れば、田疇、編戸の計校によつて、諸國を大国、上國、中國、下國の四等級に分けてゐる。

この仁寿三年よりおよそ一〇〇年前の天平勝宝七歳(七五五)が、右の仁寿三年のものにどこまで適うのか、ということになると確たることは知るすべもないが、少なくとも参考にはなるであろう。それによれば

大国—上総・常陸・下総・上野・武藏

上國—遠江・相模・駿河・下野・信濃

ということになり、防人歌に關係のある東国はすべて大国か上國ということになる。

さて、右にみた防人部領使の階級や身分、あるいは等級などがどのような意味をもつものであろうか、という点について次にふれてみることにする。

先ず、遠江国であるが、この國の防人部領使は右にみたように史生の坂本朝臣人上である。

ところで、職員令によれば、上國の史生の位置は

守一人、介一人、椽一人、目一人、史生三人という内のものである。

即ち、その國の行政面での首脳陣七名の内的一人に当ることを知る。

同様にして、上國の相模・駿河の二國をみると、先にみたように、共に「守」が冠せられている。即ち、相模國の

守従五位下 藤原朝臣宿奈麻呂

の「守」がそれである。

官位令を見るに、そこには「従五位下」に上國の「守」が記されている。従って、駿河国

守 従五位下 布勢朝臣人主

も官位令に適っている点が理解されることになる。

即ち、これら二国は、共に国司としての最高責任者である国守が防人の部領使としてその任にあたつたことになる。

ところが余談になるが、『続日本記』を纏くと、相模国の国守に右の藤原宿奈麻呂が、天平勝宝四（七五二）年一月三日になつたことが判明するので良いが、駿河国は、天平勝宝五（七五三）年四月二二日に阿部小島が国守になつた旨見えて、その後、防人発遣の天平勝宝七（七五五）年二月まで変更になつた様子がない。換言するならば、阿部小島がいつ解任され、布勢人主に代つたのか不明である、ということである。そして辛うじて言い得ることは、布勢人主が国守になつて未だ日の浅い内に防人部領使として摂津に赴いたということである。

次に、大国の少目である上総国を見るならば、

少目、従七位下 萩田連沙弥麻呂

とある少目は、職員令の大國の項に

守一人 介一人 大掾一人 少掾一人

大目一人 少目一人 史生三人

とある、九名構成の首脳部の六番目に位置することである。

同様にして、常陸国の防人部領使は

大目 正七位上 息長真人国島

で、右の職員令により上位五番目なることを知る。

このようにみると、大国の下総国の

少目 従七位下 犬養宿祢淨人

同じく大国の上野国の

大目 正六位下 上毛野君駿河

の位置付けをみることができる。

ところで、ここに一つ問題が生ずることになる。それは官位令によると、大国の

少目—従八位下

大目—従八位上

と規定されているのに対し、右で見たように諸国の部領使は階位が大幅に高いことである。

上毛野君駿河の場合は七階位の上であり、上総・下総の少目は各四階位の上である。常陸の大目も四階位の上である。

この現象をどう受けとめるのか、ということである。

例えば、大国の少目は従八位下で任命されるのが慣わしであったとすれば、上野国の中毛野君駿河は正六位下で任命されていることになる。換言するならば、七階位も損をしているとも受けとることができ。そう受けとめるか、他方、従八位下であるものを、防人の部領使という大任を担う役目になつたので、特別に七階位上げたとみるか、そのいずれを解釈としてとるか、ということである。前者に依れば冷遇となり、後者に立てば優遇ということになる。

このいづれであるか、という点に対し筆者の意見は前者ではなかろうか、ということである。

防人の部領使ということで、階位が特別に昇ったとするならば、

恐らく『続日本紀』の授勲や授位の記録の中にその旨見えるはずである。然るにそれがみえないことである。また史的に展望しても、皇室の東国優遇策を当時の史料の中でみることができないことである。このよう二点から前者の冷遇説がより事実に近いのではないかろうか、と考えるのである。

こうした冷遇説は見ようによつては、防人部領使の肩書きの中にみえるともいえよう。

例えば、上國の下野国の防人部領使は

正六位上 田口朝臣大戸

とあって、それが大目なのか、はた少目なのか、あるいは又、様の類のものなのか、不明なのである。同様にして、大国の武藏国の防人部領使の

椽正六位上 安曇宿祢三国

にしても、少椽なのか大椽なのか定かではない。

こうした現象が生じるのは、その基底に朝廷の東国蔑視の姿勢があるからであろう。そう思うのである。

階位における問題はこの位にして、「守」についてふれておくことにする。

先にふれたように、相模と駿河の二国は共に「守」の者が防人部領使として、その任に当つていることである。

守といえば、その国の最高責任である。譬えるならば、その権力の大小は別として、後世の大名であり、現在の知事にも相当するものである。

こういう立場の者が引率するということは、考えようによつて

は、それだけ中央集権化がすすみ、強い規制、統制をもつて地方を統一しているということにもなる。いうならば、中央の手足の意味しかないということにもなる。あるいは、国守がその任に充る位、大きな国事の一つでもあるということにもなる。あるいは又、東国それ自体に左程こまかい神経を使わず、東国への認識不足と相俟つて、任命したともとれるし、国守が国内巡回を通した国内の生産性や民情について、朝廷に報告する年次的報告を兼ねて引率してきたともとれるし、都の空氣を吸う目的で、自ずから任に当つたとも考へられる。果して、これらのどの側に立つのが当を得ているものか、問題になるところである。

取りようによつては、これら全部が複合的に絡み合つた上でのものというものが現実的解釈ということにもなる。

○

ここでは、防人部領使と大伴家持の関係について見ることにする。

相模国の防人部領使守従五位下藤原朝臣宿奈麻呂が進れる歌の数八首。但し拙劣なる歌五首は取り載せず

いうまでもなく、これは相模国の防人歌の後に出てくる言葉、即ち左注である。

他方、角度を代えて、大伴家持について見てみると、卷20—四三三三番歌の左注に

右は二月八日。兵部使の少輔大伴宿祢家持とある。

ここで兵部省についてみると、職員令第二四条の「兵部省」には
卿一 大輔一 少輔一 大丞一 少丞一 大録一 少録三 史生

一〇 省掌二 使部六〇 直丁四

とあり、上から三番目に位置する少輔に大伴家持が居ることを知る。

次に官位令をみると、七省の少輔は階位が従五位下とある。

さてもともどり、相模国の守を見るに家持と同じ従五位下である。

ところが右でみたように、「進れる歌…」という表記、並びに「拙劣なる歌五首は取り載せず」という文面がみえる。

このことは、考えようによつては、随分と奇異に見える。なぜならば、同じ階位であり、國守の立場にある者が、同じ階位の者に対して「進れる」という敬語を用い、その上、せっかく集めた歌についての取捨選択の権限をゆだねるのであるから。別のいい方をとるならば、同じ立場の階位でありながら、そこには上下関係が存在することである。このことをどう見るのか、というわけである。

思うに、これには直接・間接の三つの点が考えられるであろう。
その一つは、大伴家持の歌人としての技量・知名度からくる尊敬敬意の気持が防人部領使に働いたということ。

その二つは、兵部省からの直接の係員としての敬意の表れとみるとある。これは現代風にいふならば、地方の税務署長より本庁の大蔵省の課長の方が上位であるような、そうした関係が兵部省の少輔と防人部領使の間にあつたのではなかろうか、ということである。

その三つは、先に階位において、官位令と防人部領使の階位の間には大幅なズレがあると見た時に、それを優遇現象と見るか、その逆の、冷遇現象と見るか、が問題であるとしたが、その姿勢がここ

に影を落しているとみることである。即ち、防人部領使 자체に、階位はともかくとして、中央の貴人家持の階位に一目をおく、という心理現象の生じたであろうということである。

こうした三点の交叉する中で、防人部領使をして、敬語を使用せしめることになったのではないか、ということである。

○

最後に、防人部領使と歌の関係についてふれてみることにする。

防人部領使は今迄に見てきたように、官位令や職員令などに階位の見える者であるが、調べてみると、いずれも、文芸とはまったく係りのないことである。

万葉集には、およそ五三〇余名の人名が見え、その内実作者として、大体四八〇余名がある。然るに、防人部領使の九名についてみると、実作者としては、一人もみえないのである。そこで、万葉集とほぼ同じ頃に成立した『懷風藻』（天平勝宝三・七五一年成立）を纏いて見るに、そこで実作者六四名の内に、防人部領使たる者の名前は一人も居ないことである。

これはどうしたことであろうか、問題になるところである。だが、逆にさほどの問題でない、と見ることもできる。稿者は後者の側に立つ。

考えてみると、確かに万葉集には右でみるように多くの人名がみえる。その内には、第四期を中心とした一般庶民の名前もある。だがよくみると、誰でも彼でも庶民であれば名前をとどめた、というのでは勿論ない。東国の防人という特殊条件下の人達である。あるいは三、四期にみえる庶民の一人の遊行女婦も又、その国名や郡名

を冠せた形でみえる位で、これ又、特殊な条件下のものとみることができる。

他方、万葉作者の官人で名を留めている者は、家持の居た越中や、旅人・憶良の居た筑紫など、大伴家に係わりのあるところに居た者を除けば、いずれも都人士を中心とした中央官人の作者に限定されるということである。従つて、東国において、その国の行政上の重要な地位に居たからといって、万葉集に採録され、万葉歌人と做されるとは、必ずしも限らなかつたことである。

第二に、例えば、正史たる続日本紀に名を留めた者、あるいは日本書紀に名の掲つたものなどで、万葉集や懷風藻などの文芸作品集中その作品を残さなかつた者の多くいる、という事実があることである。その例として、壬申の乱で近江側についた蘇我一族系列の者、あるいは古事記を編纂した太安萬侖やそれを誦習した稗田阿礼などの作品はどこにもない。従つて、防人部領使の名前が見えないからといって、取り立て詮索するほどではあるまい、ということである。

こうした二点の複合する理由によつて、防人部領使の歌の見えない理由をみることができるのはなかろうか、ということである。以上、防人部領使について、その訓み方、如何なる身分の者であったのか、家持との関わりは、の三点を中心みてきた。

一瞥してみて、これに対する突っ込んだ研究がいまだになされていないのではないかと思つたことである。それが筆者の見落しや勘違いであれば幸いなのだが、その意味ではこれに対する課題はまだまだ多いということである。

最後に読者諸賢の御叱正を切に願う次第である。

注

(1) 大江匠房著『故実叢書・江家次第・第八』(昭和30年12月明治図書)二四七頁。

(2) 塙保己一編『群書類従』第六輯(昭和17年1月改訂三版・続群書類従完成会)五八七—五八八頁。(一九六四年卒)

一九八六年役員名簿(◎は会計監査委員、○印は常任委員)

(会長) ○杉本圭三郎	(評議員) 小田切秀雄 ○益田 勝美 外間 守善	(委員) ○安藤 信広 表 章 ○西野 春雄	○金川 正治 川崎三四子 川村 能子 岸本 一行
○安藤 勝 松田 修 ○堀江 拓充 ○佐川 誠義	○岩崎 武夫 ○植原 博馨 ○伊藤 敬一 ○伊藤麻古斗	○大野 豊彦 大和田 茂 香川 良成 ○片桐 登	○黒澤亜里子 小松 久代 島本 昌一 ○志村 直子
○神 彰 ○鈴木 培 ○鈴木 培 ○鈴木 和雄 ○鈴木 敬司	○鈴木志知郎 ○谷口 卓久 ○中根 正行 ○滝瀬 爵克 ○田中 益三	○堀江 泰紹 ○本間 修一 ○前田 角藏 ○正木 信一	○米山 賢司 ○安田 信也 ○山田 稔 ○横手 一彦 ○横道 閑